

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和5年4月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230411	株式会社 青森中央ター (法人番号 8420001000189) 代表 者橋本孝嗣	青森県青森市 千富町2丁目 9番2号	本社営業所	青森県青森市千富町 2丁目9番地2号	輸送施設の使用停止 (30日車)	道路運送法第27条 第3項	令和4年10月19日及び11月1日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)初任運転者及び高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。